

第4章 基本計画

1. 基本理念

構成市の基本理念を踏まえ、本組合の基本計画における基本理念を次のように定める。

【四條畷市／交野市の基本理念】

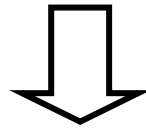
「もったいない」という一人ひとりの気持ちと行動が、四條畷市／交野市を先進的な環境負荷の少ない循環型都市に変えていくことを認識し、市民・事業者・行政・地域組織が協力して、着実に3R／4Rの実践を進める。

【四條畷市／交野市のキャッチフレーズ】

もったいないやん！ みんなの3R／4Rで なわて／かたのが変わる

注2)

注3)



【四條畷市交野市清掃施設組合の基本理念】

先進的な環境負荷の少ない循環型都市の実現をともにめざす。

注2) もったいないやん：「もったいない」という言葉には、物を大切にすることや、壊れても修理して使うといった自然や物に対する敬意、愛などの意思が込められている。また循環型社会の概念を一語で表せる言葉として、ケニア出身の環境保護活動家であり、2004年に環境分野で初めてノーベル平和賞を受賞したワングリ・マータイ氏が、日本人が昔から持っていた「もったいない」の考え方こそ、環境問題を考えるにふさわしい精神として感銘を受け、そのまま『MOTTAINAI』を世界共通の言葉として広めているのは有名である。

注3) 3R(サンアール)／4R(ヨンアール)：平成12年5月に制定された「循環型社会形成推進基本計画」で、ごみの処理に関して初めて優先順位が法定化された。優先順位は、1番目：発生抑制(リデュース)、2番目：再使用(リユース)、3番目：再生利用(リサイクル)、4番目：熱回収、5番目：適正処分となっており、このうち1～3番目までを頭文字のRを取って「3R」という。交野市では、これに「断る(リフューズ)」を加えた「4R」を推奨している。

2. 計画の基本方向

基本計画では、基本理念を実現するために、次に示す3つの基本方向で計画を進めていくこととする。

I 構成市の施策への協力・支援

構成市におけるごみの減量や適切な分別排出が、ごみ処理施設への負担軽減となり、その延命につながります。そのため、構成市がごみの減量や適切な分別排出に向けて実施する啓発活動や情報提供などの各種施策に、協力・支援を行います。

II 現有施設の維持管理の徹底及び新しいごみ処理施設の整備推進

本組合が管理・運営するごみ処理施設のうち、1号炉は昭和42年7月に稼働し、2号炉は昭和48年4月に稼働しました。その後、1号炉においては平成6年度に、2号炉においては平成12年度から平成13年度にかけてダイオキシン類の恒久対策事業としての施設整備工事を行いました。さらに、計画的な改修・補修工事を行うことにより安定稼働を確保してきたところであります。今後も、これら現有施設の維持管理を徹底し、適正なごみ処理に努めます。

しかし、施設の経年的な老朽化を止めることはできず、現在の施設に代わる新しいごみ処理施設の整備が急がれます。施設整備にあたっては、地域住民の理解や協力を求めつつ、周辺環境に与える負荷の低減を図り、施設の安全性・安定性を確保し、ごみ減量化施策実施後における排出ごみ量を把握し、将来のごみ量・ごみ質に合った最適な処理方式を検討するなど、多角的に施設整備を進めます。

III 計画推進のための取り組み

各種施策を実践してこそ計画は価値を持ちます。基本計画では、「作って終わり」の計画ではなく、実施計画を作成し、環境マネジメントシステム^{注4)}の考えに基づくPDCA^{注5)}チェックを行います。

注4) 環境マネジメントシステム：環境保全に関する計画を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」といいます。

注5) PDCA：P (Plan)・D (Do)・C (Check)・A (Action) という活動の「計画」「実施」「監視」「改善」サイクルを表しています。

3. 基本方向に沿った各種施策や取り組み

I 構成市の施策への協力・支援

組合 基本施策Ⅰ-1	構成市の施策への協力・支援
本組合は、構成市と協力してごみの減量や分別排出に取り組むため、構成市による一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づく施策の実施にあたり、協力・支援を行います。	

【施 策】

●構成市の施策への協力・支援

ごみ処理は構成市との共同事業であることを踏まえ、構成市の各種施策においても本組合の役割を果たしていく。具体的には、情報提供やごみ処理施設の見学会等を実施することにより、構成市が実施する下記の施策について、構成市と連携を図る。

構成市 基本施策Ⅰ-1	パートナーシップによる地域での活動の推進	
<p>市民一人ひとりが行動を起こそうとするときには、身近な地域や市民団体による活動への参加がきっかけとなることが多い。</p> <p>こうしたことから、行政は地域リーダーの育成や市民活動の支援に取り組み、市民・地域と行政とのパートナーシップを確立することを目指します。</p> <p>また、このパートナーシップを確立することが、施策を実現するためには不可欠であると考え、市民・地域の活動を支援します。</p>		
【施 策】四條畷市	【施 策】交野市	
●ごみ減量推進リーダーの養成 ●地域における自主的な活動団体の育成と支援	●4R市民会議の活動支援 ●地域における自主的な活動団体の育成と支援	

構成市 基本施策Ⅰ-2	情報の提供とイベントの開催による啓発活動	
<p>市民が、「知りたい」「調べよう」と思ったときが、行動のきっかけでありチャンスです。こうしたチャンスを逃さないために、市民への情報提供や各種イベントを積極的に行い、市民との交流や相互理解を深め、循環型社会の形成に向けての意識を高めていきます。</p> <p>また、行政から発信する情報は、市民一人ひとりに伝わりにくいことから、地域や市民団体と連携して、何度も繰り返し啓発していきます。</p>		
【施 策】四條畷市	【施 策】交野市	
●ごみ問題や循環型社会についての情報提供 ●環境フェスタなどでの啓発活動 ●リサイクル情報の提供 ●分別手引きの発行・全戸配布	●ごみ問題や循環型社会についての情報提供 ●環境フェスタなどでの啓発活動 ●リサイクル情報の提供 ●ごみ読本の作成・全戸配布	

構成市 基本施策Ⅰ－3	環境学習・環境教育の推進	
<p>ポイ捨てなどをせず、分別マナーを身につけた人を育てるためには、子どもの時からの環境教育が大切です。</p> <p>また、こうした取り組みを続けることで、環境への意識の高い子どもたちが家庭内でごみのリーダーになり、分別マナーが家族へと広がっていくような二次的効果も期待できます。</p> <p>さらに、大人への生涯学習の一環として、環境や4Rをテーマとした学習を推進します。</p>		
【施策】四條畷市 ●生涯学習の場での環境学習の充実 ●ごみ処理施設等の施設見学会の実施 ●学校教育の場での環境教育の充実	【施策】交野市 ●生涯学習の場での環境学習の充実 ●ごみ処理施設等の施設見学会の実施 ●学校教育の場での環境教育の充実	

構成市 基本施策Ⅱ－5	行政による3R／4Rの推進	
<p>市民や事業者が3R／4Rを推進するにあたって、行政は各種施策の啓発や情報提供に努めます。</p> <p>こうした行政から発信する情報は、地域や市民団体とも連携して、市民への周知を図ります。</p> <p>また、ごみ減量化の手法としての有料化について前計画に引き続き調査検討を行います。</p>		
【施策】四條畷市 ●レジ袋削減キャンペーンの開催 ●ごみの3Rを推進するための啓発活動 ●エコショップの支援・拡大 ●生ごみ堆肥化に対する助成 ●行政自らの3Rの推進 ●ごみ減量化の手法である有料化の調査検討	【施策】交野市 ●マイバッグキャンペーンの開催 ●ごみの4Rを推進するための啓発活動 ●エコショップの支援・拡大 ●行政自らの4Rの推進 ●ごみ減量化の手法である有料化の調査検討	

Ⅱ 現有施設の維持管理の徹底及び新しいごみ処理施設の整備推進

組合 基本施策Ⅱ-1	中間処理施設 ^{注6)} 整備の推進
<p>現在のごみ処理施設について、1号炉は昭和42年7月に稼働し、2号炉は昭和48年4月に稼働しており、経年的な老朽化が進んでいることから、新しいごみ処理施設の整備を早急に推進しなければなりません。</p> <p>また、施設整備にあたっては、構成市との連携・協力体制を強化し、整備に努めます。</p> <p>注6) 中間処理施設：ごみ焼却施設やリサイクルセンターなど、ごみの焼却処理や資源化を行う施設のことをいいます。</p>	

【施策】

●新しいごみ処理施設の整備推進

本組合のごみ処理施設は、国内で最も古いごみ処理施設となっている。現在に至るまでの間、ダイオキシン類の恒久対策工事や計画的な改修・補修工事を行っているが、経年的な老朽化を止めることはできず、現在の施設に代わる新しいごみ処理施設の整備を構成市と連携・協力して早急に進めていく。

また、施設整備にあたっては、地域住民の理解や協力を求めつつ、周辺環境に与える負荷の低減を図り、施設の安全性・安定性を確保し、ごみ減量化施策実施後における排出ごみ量を把握し、将来のごみ量・ごみ質に合った最適な処理方式を検討するなど、多角的に施設整備を進めていく。

●現有施設の維持管理の徹底

新しいごみ処理施設が稼働するまでは、現在の施設の維持管理を徹底し、適正なごみ処理に努める。

●本組合への受け入れ基準の明示

適正処理困難物の混入を防止するため、本組合へのごみの受け入れ基準を明示するとともに、構成市を通じ市民・事業者への周知に努める。

組合 基本施策Ⅱ-2	広域対応
<p>自然災害時やごみ処理施設の補修時等に発生する廃棄物の処理は、全国的なテーマとなっています。</p> <p>こうした問題は本組合単独ではなく広域的に取り組んでいく問題であることから、北河内地区7市等との連携により検討を進めていきます。</p>	

【施 策】

●自然災害時やごみ処理施設の補修時等の相互応援体制の円滑な推進

自然災害時等の他市からのごみ受け入れにおいては、本組合のごみピットの許容量を勘案しつつ、焼却炉の処理能力や補修工事計画を十分検討しながら対応しなければならない。

自然災害時等における、北河内地区7市等の枠組みにおける本組合としての応援体制の整備については、構成市との調整を踏まえ、本組合の現有施設の特性を十分勘案し、応援可能な体制の整備に向けて検討を進めていく。

組合 基本施策Ⅱ-3	最終処分場 ^{注7)} の確保
<p>中間処理しても、最終的に処分しなければならない残渣が残ります。構成市域内では、新しく最終処分場を整備することは困難であることから、現在の体制を継続していきます。</p> <p>注7) 最終処分場：中間処理施設で処理した際に発生する残渣（灰や不燃物など）は、最終的に埋立処分され、これで完結することから、埋立のことを「最終処分」といいます。</p>	

【施 策】

●広域的な最終処分場の安定的な確保

現在の最終処分は、フェニックスで埋立処分しているが、今後も現在の体制を継続していく。また、ごみの発生抑制や再生利用、適正な中間処理を行い、同施設への搬入量を削減することで延命化に協力する。

Ⅲ 計画推進のための取り組み

組合 基本施策Ⅲ－１	行政組織体制の強化
計画を実現可能なものとするために、行政組織の体制を強化します。 併せて、全職員には自覚と責任を促すため、定期的な研修を行っていきます。	

【施 策】

●行政組織体制の見直し

計画や施策を実現するために、組織体制の強化に取り組む。

組合 基本施策Ⅲ－２	構成市との連携・協力体制の強化
業務を円滑に遂行するため、構成市との連携・協力体制を強化します。	

【施 策】

●連携・協力体制の維持・継続

これまでの協力関係の維持・継続に努めるとともに、新しいごみ処理施設の整備に向けた施策についても構成市との連携・協力により進める。

組合 基本施策Ⅲ－３	地域住民・市民との相互理解の推進
業務を円滑に遂行するため、地域住民・市民との相互理解の促進に努めます。	

【施 策】

●環境フェスタ等での啓発活動

構成市が行う環境フェスタ等での啓発活動にも主体的に参加することで、本組合の運営に対する理解と協力を求める。

●情報提供

施設見学を随時受け入れるとともに、ごみ処理の状況等に関する情報を構成市を通じるなどして提供することで、地域住民・市民との相互理解を深める。

組合 基本施策Ⅲ－４	適正な進行管理の実施
本計画は、「作って終わり」の計画ではなく「施策の進行を管理」する計画であることを目指します。	

【施 策】

●実施計画の策定による計画の進行管理

基本計画で策定した施策を計画的に実施していくために、毎年実施計画を策定する。

組合 基本施策Ⅲ－５	費用負担の適正化
中間処理を対象とした費用負担について具体的に把握することは、事業の効率化を図るとともに、市民に事業の理解を得るために必要です。 そこで、ごみ処理経費について国が定める基準に基づき調査し改善に努めます。	

【施 策】

●ごみ処理経費の調査

国が定める全国統一基準である「一般廃棄物会計基準」とは、ごみ処理に関する事業の必要性や効率性を具体的に把握し、事業の効率化を図ることを目的として定められた会計基準である。

本組合では、中間処理に係るごみ処理経費の調査について、国が定める全国統一基準である「一般廃棄物会計基準」を活用することにより、処理経費を客観的に把握し、効率化に努める。

【基本理念】

先進的な環境負荷の少ない循環型都市の実現をともにめざす。

【基本方向Ⅰ】

構成市の施策への協力・支援

基本施策Ⅰ-1	構成市の施策への協力・支援
●構成市の施策への協力・支援	

構成市の基本施策			
基本施策Ⅰ-1	パートナーシップによる地域での活動の推進	基本施策Ⅱ-5	行政による3R/4Rの推進
基本施策Ⅰ-2	情報の提供とイベントの開催による啓発活動		
基本施策Ⅰ-3	環境学習・環境教育の推進		

【基本方向Ⅱ】

現有施設の維持管理の徹底及び新しいごみ処理施設の整備推進

基本施策Ⅱ-1	中間処理施設整備の推進
●新しいごみ処理施設の整備推進 ●現有施設の維持管理の徹底 ●本組合への受け入れ基準の明示	

基本施策Ⅱ-2	広域対応
●自然災害時やごみ処理施設の補修時等の相互応援体制の円滑な推進	

基本施策Ⅱ-3	最終処分場の確保
●広域的な最終処分場の安定的な確保	

【基本方向Ⅲ】

計画推進のための取り組み

基本施策Ⅲ-1	行政組織体制の強化
●行政組織体制の見直し	

基本施策Ⅲ-2	構成市との連携・協力体制の強化
●連携・協力体制の維持・継続	

基本施策Ⅲ-4	適正な進行管理の実施
●実施計画の策定による計画の進行管理	

基本施策Ⅲ-3	地域住民・市民との相互理解の推進
●環境フェスタ等での啓発活動 ●情報提供	

基本施策Ⅲ-5	費用負担の適正化
●ごみ処理経費の調査	

図 4.3.1-1 本組合基本計画の全体スキーム

【基本理念】

「もったいない」という一人ひとりの気持ちと行動が、本市を先進的な環境負荷の少ない循環型都市に変えていくことを認識し、市民・事業者・行政・地域組織が協力して、着実に3Rの実践を進める。

【基本方向Ⅰ】

循環型社会を形成するための人づくり

- | | |
|--|-----------------------------|
| 基本施策Ⅰ-1 | パートナーシップによる地域での活動の推進 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●ごみ減量推進リーダーの養成 ●地域における自主的な活動団体の育成と支援 | |
| 基本施策Ⅰ-2 | 情報の提供とイベントの開催による啓発活動 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●ごみ問題や循環型社会についての情報提供 ●環境フェスタなどでの啓発活動 ●リサイクル情報の提供 ●分別手引きの発行・全戸配布 | |
| 基本施策Ⅰ-3 | 環境学習・環境教育の推進 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習の場での環境学習の充実 ●ごみ処理施設等の施設見学会の実施 ●学校教育の場での環境教育の充実 | |

【基本方向Ⅱ】

ごみの発生抑制及び再生利用の取り組み

- | | |
|--|-------------------------|
| 基本施策Ⅱ-1 | 市民によるごみの発生抑制の推進 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●計画的な購入によるごみの発生抑制 ●マイバッグ持参によるレジ袋削減 ●使い捨て商品の購入自粛 ●生ごみ堆肥化などの自家処理の推進 ●生ごみの水切りの励行 ●不必要な包装の拒否 | |
| 基本施策Ⅱ-2 | 事業者によるごみの発生抑制の推進 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●簡易包装の励行 ●マイバッグ持参の推奨によるレジ袋の削減 ●使い捨て商品の製造・販売の自粛 | |
| 基本施策Ⅱ-3 | 市民による再生利用の推進 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●自主的な集団回収活動団体の組織拡大及び集団回収等への積極的な参加・協力 ●分別排出マナーの向上 ●エコ商品の積極的な利用とエコショップの利用促進 | |
| 基本施策Ⅱ-4 | 事業者による再商品化の推進 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●食品トレイなどの自主回収システムの継続・拡大 ●エコ商品の積極的な製造・販売 | |
| 基本施策Ⅱ-5 | 行政による3Rの推進 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●レジ袋削減キャンペーンの開催 ●ごみの3Rを推進するための啓発活動 ●エコショップの支援・拡大 ●生ごみ堆肥化に対する助成 ●行政自らの3Rの推進 ●ごみ減量化の手法である有料化の調査検討 | |

【基本方向Ⅲ】

環境への負荷が少ない適正なごみ処理の取り組み

- | | |
|---|--------------------|
| 基本施策Ⅲ-1 | 収集・運搬体制の確立 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●ごみ収集品目の統一の検討 ●事業系ごみの家庭系ごみへの混入防止 ●粗大ごみの申し込み制度の導入 ●違反ごみへの指導の徹底 ●収集業者への適正指導 | |
| 基本施策Ⅲ-2 | 中間処理施設整備の推進 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●新しいごみ処理施設の整備推進 ●現有施設の維持管理の徹底 ●リサイクル資源化施設の計画的な整備 | |
| 基本施策Ⅲ-3 | 広域対応 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●自然災害時やごみ処理施設の補修時等の相互応援体制の円滑な推進 | |
| 基本施策Ⅲ-4 | 最終処分場の確保 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●広域的な最終処分場の安定的な確保 | |
| 基本施策Ⅲ-5 | 不法投棄対策 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●不法投棄多発地帯へのパトロール強化 ●地域住民等との協働による不法投棄防止活動 ●地域住民等による清掃美化活動の実施 | |

【基本方向Ⅳ】

計画推進のための取り組み

- | | |
|---|-------------------|
| 基本施策Ⅳ-1 | 行政組織体制の強化 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●行政組織体制の見直し | |
| 基本施策Ⅳ-2 | 適正な進行管理の実施 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●実施計画の策定による計画の進行管理 | |
| 基本施策Ⅳ-3 | 費用負担の適正化 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●ごみ処理経費の調査 ●事業系ごみの処理費用負担適正化の検討 | |

循環型社会の実現に向けて、市民・事業者・行政・地域組織が協力して取り組んでいく。

図 4.3.1-2 四條畷市基本計画の全体スキーム

【基本理念】

「もったいない」という一人ひとりの気持ちと行動が、本市を先進的な環境負荷の少ない循環型都市に変えていくことを認識し、市民・事業者・行政・地域組織が協力して、着実に4Rの実践を進める。

【基本方向Ⅰ】

循環型社会を形成するための人づくり

基本施策Ⅰ-1	パートナーシップによる地域での活動の推進
<ul style="list-style-type: none"> ●4R市民会議の活動支援 ●地域における自主的な活動団体の育成と支援 	
基本施策Ⅰ-2	情報の提供とイベントの開催による啓発活動
<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ問題や循環型社会についての情報提供 ●環境フェスタなどでの啓発活動 ●リサイクル情報の提供 ●ごみ読本の作成・全戸配布 	
基本施策Ⅰ-3	環境学習・環境教育の推進
<ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習の場での環境学習の充実 ●ごみ処理施設等の施設見学会の実施 ●学校教育の場での環境教育の充実 	

【基本方向Ⅱ】

ごみの発生抑制及び再生利用の取り組み

基本施策Ⅱ-1	市民によるごみの発生抑制の推進	基本施策Ⅱ-2	事業者によるごみの発生抑制の推進
<ul style="list-style-type: none"> ●計画的な購入によるごみの発生抑制 ●マイバッグ持参によるレジ袋削減 ●使い捨て商品の購入自粛 ●生ごみ堆肥化などの自家処理の推進 ●生ごみの水切りの励行 ●不必要な包装の拒否 		<ul style="list-style-type: none"> ●簡易包装の励行 ●マイバッグ持参の推奨によるレジ袋の削減 ●使い捨て商品の製造・販売の自粛 	
基本施策Ⅱ-3	市民による再生利用の推進	基本施策Ⅱ-4	事業者による再商品化の推進
<ul style="list-style-type: none"> ●自主的な集団回収活動団体の組織拡大及び集団回収等への積極的な参加・協力 ●分別排出マナーの向上 ●エコ商品の積極的な利用とエコショップの利用促進 		<ul style="list-style-type: none"> ●食品トレイなどの自主回収システムの継続・拡大 ●エコ商品の積極的な製造・販売 	
基本施策Ⅱ-5	行政による4Rの推進		
<ul style="list-style-type: none"> ●マイバッグキャンペーンの開催 ●ごみの4Rを推進するための啓発活動 ●エコショップの支援・拡大 ●行政自らの4Rの推進 ●ごみ減量化の手法である有料化の調査検討 			

【基本方向Ⅲ】

環境への負荷が少ない適正なごみ処理の取り組み

基本施策Ⅲ-1	収集・運搬体制の確立
<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ収集品目の統一の検討 ●事業系ごみの許可制への移行の検討 ●収集・運搬体制の見直し ●違反ごみへのシール添付、取り置き継続 ●委託業者・許可業者への適正指導 ●再生業者などによる横取りに対する監視 	
基本施策Ⅲ-2	中間処理施設整備の推進
<ul style="list-style-type: none"> ●新しいごみ処理施設の整備推進 ●現有施設の維持管理の徹底 ●リサイクル資源化施設の計画的な整備 	
基本施策Ⅲ-3	広域対応
<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害時やごみ処理施設の補修時等の相互応援体制の円滑な推進 	
基本施策Ⅲ-4	最終処分場の確保
<ul style="list-style-type: none"> ●広域的な最終処分場の安定的な確保 	
基本施策Ⅲ-5	不法投棄対策
<ul style="list-style-type: none"> ●不法投棄多発地帯へのパトロール強化 ●地域住民等との協働による不法投棄防止活動 ●地域住民等による清掃美化活動の実施 	

【基本方向Ⅳ】

計画推進のための取り組み

基本施策Ⅳ-1	行政組織体制の強化
<ul style="list-style-type: none"> ●行政組織体制の見直し 	
基本施策Ⅳ-2	適正な進行管理の実施
<ul style="list-style-type: none"> ●実施計画の策定による計画の進行管理 	
基本施策Ⅳ-3	費用負担の適正化
<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ処理経費の調査 ●事業系ごみの処理費用負担適正化の検討 	

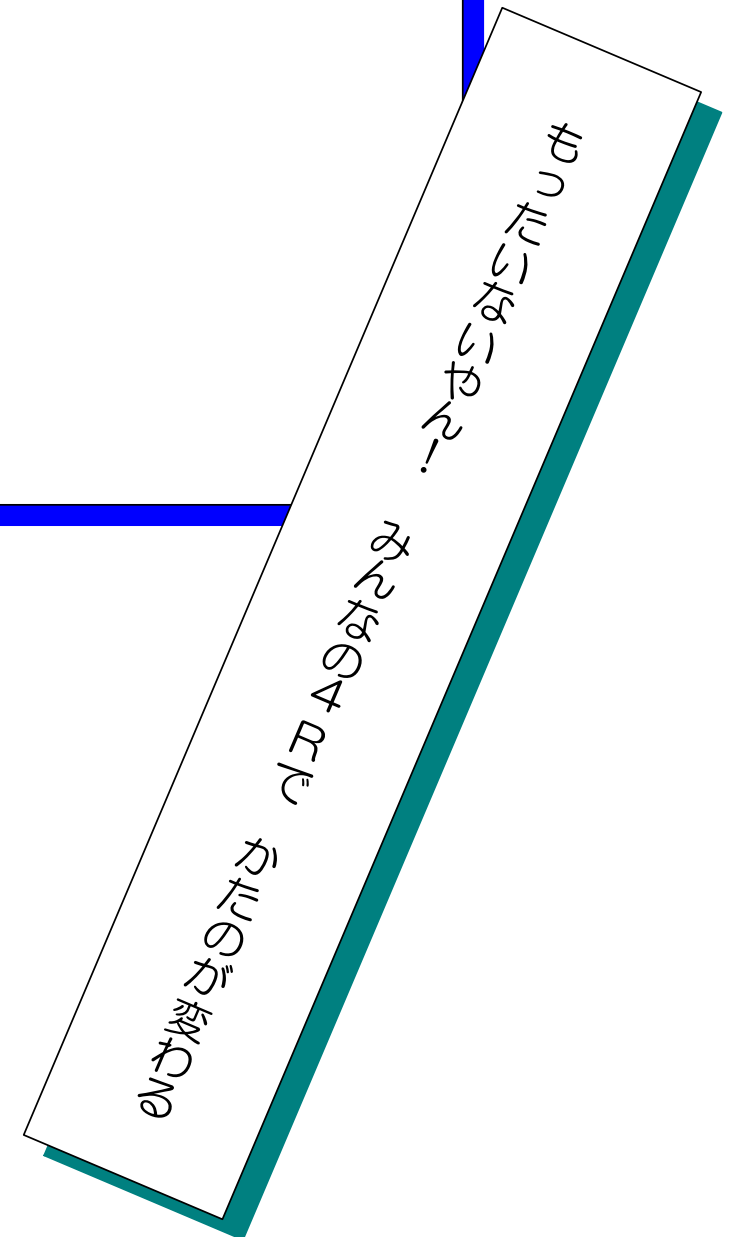


図 4.3.1-3 交野市基本計画の全体スキーム

【各種施策や取り組みの実施時期】

本組合

I 構成市の施策への協力・支援		前期計画	後期計画
基本施策Ⅰ－１	構成市の施策への協力・支援		
	●構成市の施策への協力・支援	→	→

II 現有施設の維持管理の徹底及び新しいごみ処理施設の整備推進		前期計画	後期計画
基本施策Ⅱ－１	中間処理施設整備の推進		
	●新しいごみ処理施設の整備推進	→	→
	●現有施設の維持管理の徹底	→	→
	●本組合への受け入れ基準の明示	→	→
基本施策Ⅱ－２	広域対応		
	●自然災害時やごみ処理施設の補修時等の相互応援体制の円滑な推進	→	→
基本施策Ⅱ－３	最終処分場の確保		
	●広域的な最終処分場の安定的な確保	→	→

III 計画推進のための取り組み		前期計画	後期計画
基本施策Ⅲ－１	行政組織体制の強化		
	●行政組織体制の見直し	→	→
基本施策Ⅲ－２	構成市との連携・協力体制の強化		
	●連携・協力体制の維持・継続	→	→
基本施策Ⅲ－３	地域住民・市民との相互理解の推進		
	●環境フェスタ等での啓発活動	→	→
	●情報提供	→	→
基本施策Ⅲ－４	適正な進行管理の実施		
	●実施計画の策定による計画の進行管理	→	→
基本施策Ⅲ－５	費用負担の適正化		
	●ごみ処理経費の調査	→	→

四條畷市

I 循環型社会を形成するための人づくり		前期計画	後期計画
基本施策Ⅰ-1	パートナーシップによる地域での活動の推進		
	●ごみ減量推進リーダーの養成	→	→
	●地域における自主的な活動団体の育成と支援	→	→
基本施策Ⅰ-2	情報の提供とイベントの開催による啓発活動		
	●ごみ問題や循環型社会についての情報提供	→	→
	●環境フェスタなどでの啓発活動	→	→
	●リサイクル情報の提供	→	→
	●分別手引きの発行・全戸配布	→	→
基本施策Ⅰ-3	環境学習・環境教育の推進		
	●生涯学習の場での環境学習の充実	→	→
	●ごみ処理施設等の施設見学会の実施	→	→
	●学校教育の場での環境教育の充実	→	→

II ごみの発生抑制及び再生利用の取り組み		前期計画	後期計画
基本施策Ⅱ-1	市民によるごみの発生抑制の推進		
	●計画的な購入によるごみの発生抑制	→	→
	●マイバッグ持参によるレジ袋削減	→	→
	●使い捨て商品の購入自粛	→	→
	●生ごみ堆肥化などの自家処理の推進	→	→
	●生ごみの水切りの励行	→	→
	●不必要な包装の拒否	→	→
基本施策Ⅱ-2	事業者によるごみの発生抑制の推進		
	●簡易包装の励行	→	→
	●マイバッグ持参の推奨によるレジ袋の削減	→	→
	●使い捨て商品の製造・販売の自粛	→	→
基本施策Ⅱ-3	市民による再生利用の推進		
	●自主的な集団回収活動団体の組織拡大及び集団回収等への積極的な参加・協力	→	→
	●分別排出マナーの向上	→	→
	●エコ商品の積極的な利用とエコショップの利用促進	→	→
基本施策Ⅱ-4	事業者による再商品化の推進		
	●食品トレイなどの自主回収システムの継続・拡大	→	→
	●エコ商品の積極的な製造・販売	→	→
基本施策Ⅱ-5	行政による3Rの推進		
	●レジ袋削減キャンペーンの開催	→	→
	●ごみの3Rを推進するための啓発活動	→	→
	●エコショップの支援・拡大	→	→
	●生ごみ堆肥化に対する助成	→	→
	●行政による3Rの推進	→	→
	●ごみ減量化の手法である有料化の調査検討	→	→

Ⅲ 環境への負荷が少ない適正なごみ処理の取り組み		前期計画	後期計画
基本施策Ⅲ-1	収集・運搬体制の確立		
	●ごみ収集品目の統一の検討	→	→
	●事業系ごみの家庭系ごみへの混入防止	→	→
	●粗大ごみの申し込み制度の導入	→	→
	●違反ごみへの指導の徹底	→	→
	●収集業者への適正指導	→	→
基本施策Ⅲ-2	中間処理施設整備の推進		
	●新しいごみ処理施設の整備推進	→	→
	●現有施設の維持管理の徹底	→	→
	●リサイクル資源化施設の計画的な整備	→	→
基本施策Ⅲ-3	広域対応		
	●自然災害時や焼却炉の補修時等の相互応援体制の円滑な推進		→
基本施策Ⅲ-4	最終処分場の確保		
	●広域的な最終処分場の安定的な確保		→
基本施策Ⅲ-5	不法投棄対策		
	●不法投棄多発地帯へのパトロール強化		→
	●地域住民等との協働による不法投棄防止活動		→
	●地域住民等による清掃美化活動の実施		→

Ⅳ 計画推進のための取り組み		前期計画	後期計画
基本施策Ⅳ-1	行政組織体制の強化		
	●行政組織体制の見直し	→	→
基本施策Ⅳ-2	適正な進行管理の実施		
	●実施計画の策定による計画の進行管理	→	→
基本施策Ⅳ-3	費用負担の適正化		
	●ごみ処理経費の調査	→	→
	●事業系ごみの処理費用負担適正化の検討	→	→

交野市

I 循環型社会を形成するための人づくり		前期計画	後期計画
基本施策Ⅰ-1	パートナーシップによる地域での活動の推進		
	●4R市民会議の活動支援		→
	●地域における自主的な活動団体の育成と支援		→
基本施策Ⅰ-2	情報の提供とイベントの開催による啓発活動		
	●ごみ問題や循環型社会についての情報提供		→
	●環境フェスタなどでの啓発活動		→
	●リサイクル情報の提供		→
	●ごみ読本の作成・全戸配布	→	→
基本施策Ⅰ-3	環境学習・環境教育の推進		
	●生涯学習の場での環境学習の充実		→
	●ごみ処理施設等の施設見学会の実施		→
	●学校教育の場での環境教育の充実		→

II ごみの発生抑制及び再生利用の取り組み		前期計画	後期計画
基本施策Ⅱ-1	市民によるごみの発生抑制の推進		
	●計画的な購入によるごみの発生抑制		→
	●マイバッグ持参によるレジ袋削減		→
	●使い捨て商品の購入自粛		→
	●生ごみ堆肥化などの自家処理の推進		→
	●生ごみの水切りの励行		→
	●不必要な包装の拒否		→
基本施策Ⅱ-2	事業者によるごみの発生抑制の推進		
	●簡易包装の励行		→
	●マイバッグ持参の推奨によるレジ袋の削減		→
	●使い捨て商品の製造・販売の自粛		→
基本施策Ⅱ-3	市民による再生利用の推進		
	●自主的な集回収活動団体の組織拡大及び集回収等への積極的な参加・協力の積極的な参加・協力		→
	●分別排出マナーの向上		→
	●エコ商品の積極的な利用とエコショップの利用促進		→
基本施策Ⅱ-4	事業者による再商品化の推進		
	●食品トレイなどの自主回収システムの継続・拡大		→
	●エコ商品の積極的な製造・販売		→
基本施策Ⅱ-5	行政による4Rの推進		
	●マイバッグキャンペーンの開催		→
	●ごみの4Rを推進するための啓発活動		→
	●エコショップの支援・拡大		→
	●行政による4Rの推進		→
	●ごみ減量化の手法である有料化の調査検討		→

Ⅲ 環境への負荷が少ない適正なごみ処理の取り組み		前期計画	後期計画
基本施策Ⅲ-1	収集・運搬体制の確立		
	●ごみ収集品目の統一の検討	→	→
	●事業系ごみの許可制への移行の検討	→	→
	●収集・運搬体制の見直し	→	→
	●違反ごみへのシール添付、取り置きの継続	→	→
	●委託業者・許可業者への適正指導	→	→
	●再生業者などによる横取りに対する監視	→	→
基本施策Ⅲ-2	中間処理施設整備の推進		
	●新しいごみ処理施設の整備推進	→	→
	●現有施設の維持管理の徹底	→	→
	●リサイクル資源化施設の計画的な整備	→	→
基本施策Ⅲ-3	広域対応		
	●自然災害時や焼却炉の補修時等の相互応援体制の円滑な推進		→
基本施策Ⅲ-4	最終処分場の確保		
	●広域的な最終処分場の安定的な確保	→	→
基本施策Ⅲ-5	不法投棄対策		
	●不法投棄多発地帯へのパトロール強化	→	→
	●地域住民等との協働による不法投棄防止活動	→	→
	●地域住民等による清掃美化活動の実施	→	→

Ⅳ 計画推進のための取り組み		前期計画	後期計画
基本施策Ⅳ-1	行政組織体制の強化		
	●行政組織体制の見直し	→	→
基本施策Ⅳ-2	適正な進行管理の実施		
	●実施計画の策定による計画の進行管理	→	→
基本施策Ⅳ-3	費用負担の適正化		
	●ごみ処理経費の調査	→	→
	●事業系ごみの処理費用負担適正化の検討	→	→

4. 施策や取り組みの実施による将来のごみ量

(1) 基本計画を進行管理するためのデータシート

今後、構成市において基本計画は、以下に示すようなデータシートで進行管理する。

四條畷市版

表4.4.1 データシート (t/年)

年度			18	24	29
(1) 人口			57,529	58,924	59,589
(2)	小計		11,333.18	11,201.50	
(3) 可燃ごみ	可燃ごみ		11,032.03	10,985.50	
(4)	廃プラ残渣		0.00	216.00	
(5)	自己搬入(組合分)		301.15		
(6)	缶・ビン		494.74	422	
(7)	スチール缶		86.80	94	
(8)	アルミ缶		24.28	94	
(9)	ガラスびん(無色)		96.20	117	
(10)	ガラスびん(茶色)		67.37	75	
(11)	ガラスびん(その他)		28.23	42	
(12)	その他		191.86		
(13)	プラスチック製容器包装			538	
(14)	ペットボトル		集団・拠点	40	
(15)	プラスチック製容器包装(白色トレイ含む)		拠点(トイのみ)	498	
(16)	小計		494.74	960	
(17)	不燃ごみ		563.61		
(18)	粗大ごみ		746.79		
(19)	その他		1,123.90		
(20)	引越し		229.50		
(21)	臨時		501.00		
(22)	自己搬入		393.40		
(23)	うち(施設組合分)		可燃ごみに		
(24)	小計		1,569.54		
(25)	合計 A		13,961.07		
(26)	古紙		1,906.97		
(27)	新聞		1,285.12		
(28)	雑誌		393.81		
(29)	段ボール		228.04	272	
(30)	牛乳パック		9.04	12.6	
(31)	古布		87.71		
(32)	アルミ缶		38.86	-	
(33)	ペットボトル		6.85		
(34)	小計 B		2,049.43		
(35)	白色トレイ		0.96	0.5	
(36)	ペットボトル		21.67	10.0	
(37)	乾電池		10.88		
(38)	蛍光管		2.31		
(39)	小計 C		35.82		
(40)	合計 A+B+C		16,046.32		
(41) 事業系	可燃ごみ		4,210.63		
(42) 総合計	合計 D		20,256.95		

	18	24	29
(1)		第5次四條畷市総合計画の将来人口	
(2)		(3)+(4)	
(3) 実績報告書	15,242.66t-(41)	11,513t(分別収集計画)-{(13)-(35)-(36)}	
(4)		754t(地域計画24年度)-(13)	
(5)			
(6)			
(7)			
(8)		集団回収含む	
(9)			
(10)			
(11)			
(12)			
(13)		分別収集計画(24年度)	
(14)		拠点分10t、可燃ごみ中プラ分30t	
(15)		拠点分0.5t、可燃中プラ分497.5t	
(16)		分別収集計画	
(17)			
(18)			
(19)			
(20)			
(21)			
(22)			
(23)			
(24)	(18)+(19)-(5)		
(25)			
(26)			
(27)			
(28)			
(29)			
(30)			
(31)			
(32)		分別収集計画に含めている	
(33)		19年度で廃止	
(34)			
(35)		0.5tは分別収集計画に含めている	
(36)		10tは分別収集計画に含めている	
(37)			
(38)			
(39)			
(40)			
(41)			
(42)			

表4.4.2 排出量 (g/人日)

年度			18	24	29
(43) 家庭系	可燃ごみ		539.7	520.8	504.1
(44)	資源ごみ		23.6	44.6	44.6
(45)	不燃ごみ		26.8	26.8	26.8
(46)	粗大ごみ		74.7	56	56
(47)	合計		664.8	648.2	631.5

	18	24	29
(43)	(2)/(1)/365日	(2)/(1)/365日	(47)-(44)-(45)-(46)
(44)		(16)/(1)/365日	24年度値
(45)	(17)/(1)/365日	18年度値で推移	
(46)	(24)/(1)/365日	21年度から25%減で推移	
(47)	(43)+(44)+(45)+(46)	18年度の2.5%減	18年度の5%減

表4.4.3 再生利用量及び再生利用率 (g/人日)

年度			18	24	29
(48) 家庭系	可燃ごみ		539.7	520.8	504.1
(49)	資源ごみ		23.6	44.6	44.6
(50)	不燃ごみ		26.8	26.8	26.8
(51)	粗大ごみ		74.7	56.0	56.0
(52)	小計		664.8	648.2	631.5
(53)	集団回収		97.6	97.6	97.6
(54)	拠点回収		1.7	0.6	0.6
(55)	うち乾電池・蛍光管分		0.6	0.6	0.6
(56)	合計		764.1	746.4	729.7
(57)	再生利用率		28.0	29.1	29.8

	18	24	29
(48)		(43)	
(49)		(44)	
(50)		(45)	
(51)		(46)	
(52)		(47)	
(53)	(34)/(1)/365日	18年度値で推移	
(54)	(39)/(1)/365日	{(37)+(38)}/(1)/365日	
(55)	{(37)+(38)}/(1)/365日	18年度値で推移	
(56)		(52)+(53)+(54)	
(57)		[(49)+{(50)+(51)}*0.9+(53)+(54)]/(56)*100	

表4.4.4 発生量 (t/年)

年度			18	24	29
(58) 人口			57,529	58,924	59,589
(59) 家庭系	可燃ごみ		11,333.18	11,201	10,964
(60)	資源ごみ		494.74	960	970
(61)	不燃ごみ		563.61	576	583
(62)	粗大ごみ		1,569.54	1,204	1,218
(63)	集団回収		2,049.43	2,099	2,123
(64)	拠点回収		35.82	13	13
(65)	合計		16,046.32	16,053	15,871
(66) 事業系	可燃ごみ		4,210.63	4,105	4,105
(67) 総合計	合計		20,256.95	20,158	19,976

	18	24	29
(58)	(1)	第5次四條畷市総合計画の将来人口	
(59)	(2)	(2)	(48)*(1)*365日
(60)	(16)		(49)*(1)*365日
(61)	(17)	(50)*(1)*365日	
(62)	(25)	(51)*(1)*365日	
(63)	(34)	(53)*(1)*366日	
(64)	(39)	(54)*(1)*367日	
(65)		(59)+(60)+(61)+(62)+(63)+(64)	
(66)	(41)	18年度の2.5%減	
(67)		(65)+(66)	

推計にあたっての基本的な考え方等

平成18年度を基準年度とした。
 原単位数値 (g/人日) を基に予測を行うこととし、原単位数値と将来人口より、年トンを求めた。
 家庭系ごみの合計 (集団回収含まず) は、平成24年度において平成18年度の2.5%減とした。
 家庭系ごみの合計 (集団回収含まず) は、平成29年度において平成18年度の5%減とした。

可燃ごみについて

平成24年度においては、分別収集計画の可燃ごみから、資源ごみに移行するプラスチック製容器包装量を差し引き、それに廃プラ残渣量を加えた量とした。
 平成29年度においては、資源ごみ・不燃ごみ・粗大ごみを差し引き求めることとした。

資源ごみについて

分別収集計画に係る品目は当該数値を採用した。平成29年度は計画最終年度と同様とした。

不燃ごみについて

平成18年度の原単位数値で、推移することとした。

粗大ごみについて

平成18年度の原単位数値で、平成20年度まで推移することとした。
 平成21年度以降については、申込制度の導入により、原単位あたり25%減量することとした。

集団回収について

平成18年度の原単位数値で平成20年度から平成29年度まで推移することとした。
 ただし、段ボール及び牛乳パックについては、平成20年度から統計上分別収集計画に含むこととした。

拠点回収について

ペットボトルとその他プラスチック製容器包装 (白色トレイを含む) については、資源ごみとして分別収集計画に含まれるため、統計上、拠点回収としてカウントしない。
 乾電池及び蛍光管については、平成18年度の原単位数値で平成29年度まで推移することとした。

事業系ごみについて

平成24年度において平成18年度の2.5%減。平成29年度において平成18年度の5%減とした。

再生利用率について

計算式

$$\frac{[資源ごみ + (不燃ごみ + 可燃ごみ) \times 0.9 + 集団回収 + 拠点回収]}{\text{家庭系ごみの合計量}} \times 100$$
 なお、90%は、平成18年度における不燃ごみ・粗大ごみの合計に係る再生利用物の実績数値

交野市版

表4.4.1 データシート

年度		(t/年)		
		18	24	29
人口		79,041	81,045	82,340
家庭系	普通ごみ	普通ごみ	13,598.470	
		資源ごみ残渣	39.900	
		その他プラ残渣	0.0	221
		小計	13,638.370	
	資源ごみ	スチール缶	138.190	126
		アルミ缶	59.230	54
		ガラスビン(無色)	281.730	257
		ガラスビン(茶色)	142.790	130
		ガラスビン(その他)	125.660	115
		紙製容器(紙パック)	23.830	22
		段ボール	2.370	86
		紙製容器(上記以外)	-	4
		ペットボトル	148.440	158
		その他プラ	4.050	730
		古紙	265.140	271
	乾電池	17.272	17	
	小計	1,208.702	1,970	
	不燃粗大ごみ	資源物	658.190	
埋立て		237.430		
小計		904.892		
可燃粗大ごみ	資源物(古布)	7.124		
	可燃粗大ごみ	1,565.090		
小計	1,572.214			
合計 A	17,324.178			
集団回収	小計 B	0.0	1,500	
合計 A+B	17,324.178			
事業系	普通ごみ	5,207.550		
合計 A+B+C	22,531.728			

	18	24	29
(1)		国立社会保障・人口問題研究所が設定した将来人口を補正	
(2)			
(3)			
(4)			
(5)			
(6)		第5期分別収集計画数値を補正	
(7)		○その他プラについて	
(8)		計画数値の77%に変更	
(9)		計画数値の23%はその他プラ残渣へ	
(10)		○ペットについて	
(11)		計画数値から△2トンはその他プラ残渣へ	
(12)		○古紙について	
(13)		24年度(1)/18年度(1)*16(端数切り捨て)	
(14)		○乾電池について	
(15)		24年度(1)/18年度(1)*17(端数切り捨て)	
(16)			
(17)			
(18)			
(19)			
(20)			
(21)			
(22)			
(23)			
(24)			
(25)			
(26)			
(27)			
(28)		集団回収実績値を把握する	
(29)			
(30)			
(31)			

表4.4.2 排出量

年度		(g/人日)		
		18	24	29
家庭系	普通ごみ	472.7	433.0	418.0
	資源ごみ	41.9	66.6	66.6
	不燃粗大ごみ	31.4	31.4	31.4
	可燃粗大ごみ	54.5	54.5	54.5
	合計	600.5	585.5	570.5

	18	24	29
(32)	(5)/(1)/365日	(36)-(33)-(34)-(35)	
(33)	(18)/(1)/365日		24年度数値
(34)	(23)/(1)/365日	18年度数値で推移	
(35)	(26)/(1)/365日	18年度数値で推移	
(36)	(32)+(33)+(34)+(35)	18年度の2.5%減	18年度の5%減

表4.4.3 再生利用量及び再生利用率

年度		(g/人日)		
		18	24	29
家庭系	普通ごみ	472.7	433.0	418.0
	資源ごみ	41.9	66.6	66.6
	不燃粗大ごみ	31.4	31.4	31.4
	可燃粗大ごみ	54.5	54.5	54.5
	小計	600.5	585.5	570.5
	集団回収	0.0	50.7	66.5
合計	600.5	636.2	637.0	
再生利用率		10.7	21.9	24.4

	18	24	29
(37)		(32)	
(38)		(33)	
(39)		(34)	
(40)		(35)	
(41)		(36)	
(42)	-	(28)/(1)/365日	
(43)		(41)+(42)	
(44)		[(38)+{(39)+(40)}*0.26+(42)]/(43)*100	

表4.4.4 発生量

年度		(t/年)		
		18	24	29
人口		79,041	81,045	82,340
家庭系	普通ごみ	13,638	12,809	12,563
	資源ごみ	1,209	1,970	2,002
	不燃粗大ごみ	905	929	944
	可燃粗大ごみ	1,572	1,612	1,638
	集団回収	0	1,500	2,000
	合計	17,324	18,820	19,147
事業系	普通ごみ	5,208	5,077	4,947
合計	22,532	23,897	24,094	

	18	24	29
(45)	(1)	国立社会保障・人口問題研究所が設定した将来人口を補正	
(46)	(5)	(37)*(1)*365日	
(47)	(18)	(38)*(1)*365日	
(48)	(23)	(39)*(1)*365日	
(49)	(26)	(40)*(1)*365日	
(50)	-	(28)	
(51)		(46)+(47)+(48)+(49)+(50)	
(52)	(30)	18年度の2.5%減	18年度の5%減
(53)		(51)+(52)	

基本的な考え方等

平成18年度を基準年度とした。
 原単位数値 (g/人日) を基に予測を行うこととし、原単位数値と将来人口より、年トン求めた。
 家庭系ごみの合計 (集団回収含まず) は、平成24年度において平成18年度の2.5%減とした。
 家庭系ごみの合計 (集団回収含まず) は、平成29年度において平成18年度の5%減とした。
 臨時ごみ (8頁・表2.3.2) については、統計上、普通ごみ・不燃粗大ごみ・可燃粗大ごみに含む。
 拠点回収 (8頁・表2.3.2) については、統計上、資源ごみ等を含む。

普通ごみについて

基本的考えで示した各年度における家庭系ごみの合計 (集団回収含まず) 数値より、下記の資源ごみ・不燃粗大ごみ・可燃粗大ごみを差し引き求めることとした。

資源ごみについて

分別収集計画に係る品目は当該数値を採用した。平成29年度は計画最終年度と同様とした。
 古紙・乾電池は、18年度実績を基に人口増加を加味し予測した。

不燃粗大ごみについて

平成18年度の実績数値で、推移することとした。

可燃粗大ごみについて

平成18年度の実績数値で、推移することとした。

集団回収について

回収量については、平成24年度で1,500トン。平成29年度で2,000トンの回収を把握することとした。

事業系ごみについて

平成24年度において平成18年度の2.5%減。平成29年度において平成18年度の5%減とした。

再生利用率について

計算式

$$\{ \text{資源ごみ} + (\text{不燃粗大ごみ} + \text{可燃粗大ごみ}) \times 0.26 + \text{集団回収} \} \div \text{家庭系ごみの合計 (集団回収含む)} \times 100$$
 なお、26%は、平成18年度における不燃粗大ごみ・可燃粗大ごみの合計に係る再生利用物実績数値